令和５年度大阪府障がい者委託訓練事業に係る

大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会運営要綱

（目的）

第１条　大阪府障がい者委託訓練事業業務委託の事業者を公募型プロポーザル方式（総合評価一般競争入札方式）により選定するため、大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を実施するにあたり、大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会規則（平成24年規則第144号、以下「規則」という。）に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項を定める。

（会議）

第２条　委員会は、規則第４条により指名された別表に掲げる委員により実施する。

２　委員会の議事進行は、規則第４条により指名された議長が行うものとする。

３　その他委員会の議事進行に関し必要な事項は、議長が定める。

（事務局）

第３条　委員会の事務局は、商工労働部雇用推進室人材育成課において行う。

　附　則

　この要綱は、令和４年９月２９日から施行し、事業者の選定により廃止する。

（別表）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（順不同・敬称略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属・職名等 | 氏　名 | 備　考 |
| 大阪府社会保険労務士会  副会長 | 澤田　敏仁 | 議長 |
| 大阪府中小企業家同友会  障害者部委員 | 川口　智規 |  |
| 近畿大学教職教育部  教授 | 向後　礼子 |  |